

意見書案 (平成27年11月定例議会)

No.	件名	提出党派	頁
1	ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書 (案)	公明党	1
2	ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書 (案)	公明党	2
3	マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等、自治体の負担軽減を求める意見書 (案)	公明党	3
4	安全保障関連法の廃止を求める意見書 (案)	市民の広場	4
5	沖縄県名護市辺野古周辺3区に対する新たな交付金創設の見直しを求める意見書 (案)	市民の広場	5
6	地方自治を尊重することを国に求める意見書 (案)	市民の広場	6
7	男女共同参画社会実現のために民法改正を求める意見書 (案)	市民の広場	7
8	辺野古への新基地建設を断念し、普天間基地の無条件返還を求める意見書 (案)	日本共産党	8
9	横田基地へのオスプレイ配備に反対する意見書 (案)	日本共産党	9
10	国立大学授業料引上げ、運営費交付金の大幅削減の撤回を求める意見書 (案)	日本共産党	10
11	小中学校の教職員定数大幅削減の撤回を求める意見書 (案)	日本共産党	11

ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書（案）

近年、一部の国や民族又は特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動（以下「ヘイトスピーチ」という。）が、社会的関心を集めています。

昨年、国際連合自由権規約人権委員会は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」上の人種差別に該当する差別的言動の広がり懸念を示し、締約国である日本に対し、このような差別的言動に対処する措置を採るべきとの勧告をいたしました。

さらに、国際連合人種差別撤廃委員会も日本に対し、法による規制を行うなどのヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行っています。

最近では、京都地方裁判所及び大阪高等裁判所において行われた、特定の民族・国籍の外国人に対する発言に関係する事件について違法性を認めた判決を、最高裁判所が認める決定を下しました。

ヘイトスピーチは、社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為として、それを規制する法整備がされている国もあります。2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されますが、ヘイトスピーチを放置することは、国際社会における我が国への信頼を失うことにもなりかねません。

よって、政府においては、表現の自由に十分配慮しつつも、ヘイトスピーチ対策について、法整備を含む強化策を速やかに検討し、実施することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

宛て

法務大臣

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書（案）

脳脊髄液減少症は、交通事故、スポーツ外傷等、身体への強い衝撃により、脳脊髄液が漏れ、頭痛、めまい、吐き気、倦怠（けんたい）感等の様々な症状が発症する病気です。その症状は、外見的には見えないため、医療現場や交通事故時の保険関係者の無理解に、患者及び家族は肉体的、精神的な苦痛を味わってきました。

国は、平成 19 年に厚生労働省研究班を立ち上げ、平成 23 年には脳脊髄液減少症の一部である「脳脊髄液漏出症」の診断基準を定めました。また、平成 24 年にはブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）が「先進医療」として承認され、平成 26 年 1 月に行われた先進医療会議においては、ブラッドパッチ治療の有効率は 82%（527 件中 432 例が有効）と報告されたところです。さらに、「外傷を機に発生する、脳脊髄液の漏れ」の診断基準の研究がなされており、ブラッドパッチ療法の保険適用が切に望まれます。

よって、政府においては、次の事項について早期に実現されるよう強く要請します。

記

- 1 脳脊髄液減少症の治療法であるブラッドパッチ療法を保険適用とすること。
- 2 厚生労働省の研究事業において、18 歳未満の症例を加えること。
- 3 脳脊髄液減少症の早期発見・早期治療のため、医療関係機関への情報提供を徹底すること。

以上、地方自治法 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

文部科学大臣 宛て

厚生労働大臣

マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等、自治体の負担軽減

を求める意見書（案）

マイナンバー（社会保障・税番号）制度の導入に伴い、市町村には、通知カード・個人番号カードの交付について対応するよう求められています。直接のカード交付経費である地方公共団体情報システム機構への交付金については、平成27年度は、国庫補助（個人番号カード交付事業費補助金、補助率 10/10）が措置される一方、市町村のカード交付事務に係る経費については、個人番号カード事務費補助金が措置されます。しかし、これは、国が平成27年度に予算化した40億円を、市町村の人口比で按分した額によって交付申請を行うこととされ、本来、全額が国庫負担であるべきところ、非常に低い補助上限額となっており、おのずと市町村は財源負担を強いられることとなっています。

また、平成28年度以降についても、マイナンバーは相当数の交付が見込まれますが、現時点では、これらに対して十分な補助金額が確保されるのか明確ではありません。

よって、政府においては、自治体負担の軽減のために、下記の事項について特段の配慮をされるよう求めます。

記

- 1 平成28年度以降についても、地方公共団体情報システム機構に支払う交付金全額を国の負担とし、十分な予算措置をすること。
- 2 同様に、円滑な個人番号カード交付事務を行うため、事務処理に必要な人員の確保やシステム整備経費など、全額を国の負担とし、十分な予算措置を行うこと。
- 3 地方自治体の予算編成等に支障が出ないように、補助金交付やシステム改修フローなど、円滑な制度導入準備のために必須の情報を適時適切に提供すること。
- 4 マイナンバー制度のスムーズな導入に向けて、地方自治体職員や地域の事業者に対する研修用ガイドブックの作成、研修会の開催など、十分な支援を実施すること。
- 5 配達できなかった簡易書留郵便（マイナンバー通知）の受取人の所在調査に要する経費の負担軽減を図ること。
- 6 マイナンバー制度導入時の混乱に乗じた詐欺の防止や個人番号カードの円滑な交付の推進のための周知広報に対する支援を実施すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

宛て

安全保障関連法の廃止を求める意見書（案）

去る9月19日、参議院本会議において、安全保障関連法が多くの反対の声を押し切って成立しました。

これは、昨年7月の集団的自衛権の行使を可能とする閣議決定を受け、武力攻撃事態法、PKO法など既存の10の法律を一括して改正する平和安全法制整備法と、新法の国際平和支援法の二法からなるものです。

この法律は、国会の審議を通じて、憲法違反の法律であることが明白となっています。戦闘地域での後方支援活動である兵站（へいたん）活動、戦乱の続く地域での治安維持活動、核兵器・毒ガス兵器・劣化ウラン弾やクラスター爆弾まで輸送できるとする後方支援活動は憲法が禁じる武力行使そのものです。また、「軍と軍の間での調整所の設置」や「南スーダンのPKO活動での駆けつけ警護の実施」など、正に戦争追行ともいえるべき安全保障関連法の成立を前提とした具体化が図られていたことも明らかにされています。この法律が審議の中で、「戦争法」として指摘されたのもこの点からです。

圧倒的多数の憲法学者、内閣法制局長官経験者、最高裁長官経験者が、安全保障関連法案は「立憲主義の否定」「違憲」と断じたことは重大な問題です。審議をすればするほど、国民の多数が安全保障関連法案に「反対」の声が届き、各種世論調査でも、「今国会で成立させるべきでない」が6割を超え、「政府の説明が不十分」とするものが8割を超えていることは、国民の理解が得られていないことを示すものです。

憲法の根幹に関わるこの法律が、十分な審議を行うことなく成立したことは極めて遺憾であり、安全保障関連法の強行採決に抗議するとともに、国においては、成立した法律を廃止するよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

内閣官房長官

外務大臣

宛て

防衛大臣

衆議院議長

参議院議長

沖縄県名護市辺野古周辺3区に対する新たな交付金創設の見直しを求める意見書(案)

政府は、10月26日、米軍普天間飛行場の名護市辺野古への移設計画に伴い、地域振興補助金を、名護市を通さず、予定地に隣接する地元3区へ直接交付する交付金制度の創設を検討していることを3区の区長に伝えました。

移設反対派の稲嶺進氏が名護市長に就任してからは、国の「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」による交付金は名護市へ交付されておらず、政府が検討している交付金制度は、支援策の経費として27年度予算で米軍再編関連措置の円滑化を図るために設けられた2項目のうち、再編交付金ではなく、基地周辺対策費を使って3区に直接支出するものです。

しかし、周辺基地対策費は基地や軍事訓練による損害補填を目的としたものであり、地域振興に充てる合理的な理由はありません。

また、地域振興は、地元住民、地元自治体及び県で話し合い、調和のとれた振興策を計画的に打ち出すべきであり、3区への直接の支給は、政府による地方自治の侵害に当たります。

さらに、政府の意向で行う3区への直接支出は、公的助成の平等性や公正な手続の観点からも、違憲とみなされる可能性があります。

よって、文京区議会は、政府に対し、名護市3区への直接的な地域振興補助金を交付する制度の創設を見直すことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策) 宛て

財務大臣

防衛大臣

地方自治を尊重することを国に求める意見書（案）

沖縄県では、41 市町村のうち 21 市町村にわたり 33 施設 23,176 ヘクタールの米軍基地が所在し、県全体の面積の 10.2%を占めています。さらに、在沖縄米軍基地面積は、全国に所在する米軍基地面積の 22.6%に相当し、北海道に次ぐ大きな割合を占めています。米軍が常時使用できる専用施設では、全国の 73.8%が沖縄に集中しており、他の都道府県に比べ過重な基地負担となっています。軍機の墜落や繰り返し発生する米兵の女性に対する暴行事件など、沖縄県民はこの米軍基地に苦しめられ続けています。

沖縄が、第二次世界大戦において本土防衛の捨て石とされ、総人口の 5 分の 1 に当たる 12 万人の民間人が地上戦で犠牲となり、戦争終結後も 1972 年の本土復帰まで 27 年間、米軍の軍政下に置かれてきたことを踏まえれば、これ以上の犠牲を沖縄県民に押し付けることは許されません。

昨年の沖縄県知事選挙や衆議院議員選挙で、沖縄県民からはっきりと基地建設反対の声が示されました。昨年、沖縄県議会でも「辺野古でのボーリング調査等の強行に抗議し、新基地建設工事の即時中止を求める意見書」が採択されました。名護市民は、1997 年住民投票とその後の市長選挙でも新基地建設に NO を下しています。にもかかわらず、日本政府は、「世界一危険な基地」である普天間基地の返還の代わりとして、辺野古に新基地建設を決め建設を強行しています。

日本国憲法は、第 92 条において地方自治を保障し、地方自治体が「地方自治の本旨」に基づいて組織、運営されなければならないと定めています。この「地方自治の本旨」とは、国から独立した団体において自らの意思に基づいて運営されるという団体自治と、住民自らの意思に基づいて地域の事項を決定するという住民自治を内容とするものです。住民の生命や身体、財産に大きな影響を及ぼす新しい米軍基地の建設という極めて重大な問題が、住民の意思に基づいてなされなければならないということ、そして、それが地方の判断として尊重されるべきことは、正に憲法上で保障される自治権です。辺野古基地建設を強行することは、地方自治の侵害と言わざるを得ません。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、地方自治を尊重し、辺野古基地建設を代執行により強行することがないように強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）

防衛大臣

宛て

衆議院議長

参議院議長

男女共同参画社会実現のために民法改正を求める意見書（案）

1999年の男女共同参画社会基本法制定から15年が経過しましたが、性差別的な民法の改正は進まず、各国における男女格差を測るGGI（ジェンダー・ギャップ指数）は135か国中105位と低く、国際的に見ても男女格差は著しい状況にあります。

我が国は、1980年に国連女性差別撤廃条約に署名し、1985年の国会でこれを批准しました。締約国は4年に1回、国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）に国内の男女平等に関する進捗状況を国家報告として提出する義務を負い、それに対しCEDAWは審査を行い、各国政府に勧告を行います。特に、2009年には、性差別的な民法の規定が撤廃されていないことを指摘し、法改正に向けて①婚姻適齢の男女平等化、②再婚禁止期間の廃止、③選択的夫婦別氏制度の導入、④婚外子に対する相続差別の撤廃に対し、早急な対策を講じるよう強く要請しました。婚外子相続分差別撤廃については、2013年最高裁の違憲判決を受けて、国会で急ぎよその部分のみを改正しました。

司法の判決を受け、初めて行政府と立法府が腰を上げる状況は、条約締結国として看過できるものではありません。

去る11月14日に「再婚禁止と夫婦別姓」に関する最高裁大法廷での最終弁論が行われ、12月16日には判決が出る予定ですが、判決内容のいかんにかかわらず、性差別を撤廃し、個人の多様な生き方を認め合う男女共同参画社会形成のためには、民法改正が速やかに行われることが必要です。

よって、文京区議会は、政府に対し、以下の事項について民法改正を行うことを強く要望します。

記

- 1 男性18歳、女性16歳に達しなければ婚姻することができないとしている現行規定を見直し、婚姻適齢の男女平等化を図ること。
- 2 女性は前婚解消の日から6か月間は再婚することができないとしている現行規定は、婚姻をする権利に男女差を認める不合理なものであり、科学技術の進展を考慮し、再婚禁止期間の短縮又は廃止を図ること。
- 3 氏は単なる呼称ではなく、個人の人格と切り離すことはできず、個人の尊厳の尊重と婚姻関係における男女平等を実現するために、選択的夫婦別氏制度の導入を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

法務大臣

宛て

外務大臣

辺野古への新基地建設を断念し、普天間基地の無条件返還を求める意見書（案）

沖縄の名護市辺野古の米軍新基地建設問題で、翁長雄志知事が埋立承認の取消しを決定したことに対し、防衛省沖縄防衛局が、知事の決定の取消しを求める審査請求などを国土交通大臣に行いました。石井啓一国土交通大臣は、その効力を止める執行停止を決定し、同時に、安倍晋三内閣は、国が知事に代わって埋め立てを承認する「代執行」の訴訟を起こしました。直近の世論調査（沖縄タイムス）でも約8割の県民が、知事の埋立承認取消しを「支持」していることに示される「新基地ノー」の圧倒的民意に挑戦し、新基地建設をなりふり構わず強権的に推進しようとする決定です。

行政不服審査法は、違法・不当な公権力の行使から「国民の権利利益の救済を図る」のが目的です。辺野古の新基地建設を「唯一の解決策」とする安倍内閣の一員である防衛大臣の指揮命令下で、埋立工事を進める沖縄防衛局が一般の私人をかたり、同じ内閣の一員である国土交通大臣が審査庁となって工事継続を認めるなどというのは、同法を悪用した極めて不公平な措置です。沖縄県が10月21日に国土交通大臣へ送付した意見書の中で、「自作自演」「出来レース」と糾弾したのは当然です。

沖縄戦での甚大な犠牲と戦後の米軍基地の重圧による苦しみを強いられてきた県民の「新基地ノー」の声を一顧だにしない安倍政権の下で、日本の民主主義の在り方が根本から問われています。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、今こそ辺野古への新基地建設を断念し、普天間基地の無条件返還を求めることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

内閣官房長官・沖縄基地負担軽減担当

国土交通大臣

宛て

防衛大臣

衆議院議長

参議院議長

横田基地へのオスプレイ配備に反対する意見書（案）

米空軍横田基地（東京都福生市など）に特殊作戦機CV22オスプレイを10機配備する日米両政府の計画に、都民の不安が広がっています。CV22オスプレイの配備は、安倍政権が9月に成立させた安全保障関連法（戦争法）、4月に改定された日米軍事協力の指針（ガイドライン）の下、日米一体の軍事拠点として、横田基地を更に強化するものです。

CV22オスプレイは、特殊作戦部隊の輸送を任務とし、夜間や低空など特殊な訓練を繰り返すため、他の軍用機よりもはるかに高い事故率になっています。横田基地周辺の自治体の人口は51万人を数える住宅密集地で、基地周辺3キロ圏内では30を超える学校があります。異常に高い事故率のCV22オスプレイの飛行が、こうした住環境を脅かし、都民を危険にさらし、墜落などが起きれば大惨事につながります。既に関東一円では、同基地所属の輸送機C130による低空飛行や夜間飛行も急増しており、CV22オスプレイの配備による基地負担の増大は避けられません。人口過密な首都・東京に配備する危険は明白であり、CV22オスプレイの配備計画は直ちに撤回すべきです。

また、横田基地には、現在、米軍・自衛隊の「共同統合運用調整所」が設置されており、11月3日の日米防衛相会談を経て運用が開始される「同盟調整メカニズム」（ACM）内で中核的な役割を果たす「米軍・自衛隊間の調整所」として拡充されることが想定されます。戦争法具体化で、横田基地を海外への戦争の拠点に変え、海外の紛争地などへの介入・干渉作戦用のCV22オスプレイ配備は、国民の生命、財産及び安全・安心な生活を脅かすものです。

沖縄での住民の命と安全を脅かすMV22オスプレイと同様に、本土でもCV22オスプレイの配備する計画は絶対に認められません。

よって、文京区議会は、政府に対し、横田基地へのオスプレイ配備計画の撤回を要求します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

内閣官房長官・沖縄基地負担軽減担当

宛て

外務大臣

防衛大臣・安全保障法制担当

国立大学授業料引上げ、運営費交付金の大幅削減の撤回を求める意見書(案)

財務省は大学予算削減のために、国立大学の授業料引上げと運営交付金の大幅削減の方針をまとめ、財政制度等審議会で了承され、文部科学省に提案しました。国立大学協会や中央教育審議会が抗議声明を出すなど、危惧の声が広がっています。

これは、今後15年間、交付金を毎年1%削減することで、授業料引上げや産学連携などによる毎年1.6%の自己収入増と、少子化に対応した大学の「規模の適正化」を迫るものです。

交付金削減は授業料の大幅引上げを招きかねず、仮に、授業料引上げだけで大学の収入を増やすとなれば、毎年2万5千円程度値上げし、16年後の授業料は40万円増の93万円にもなります。経営難の私立大学も値上げに踏み切り、大学全体の値上げの連鎖が復活することになります。

このような、教育に関する予算を削減する動きは、日本の高等教育水準を引き下げるもので、文京区議会としても到底容認することはできません。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、下記の事項について強く要望します。

記

- 1 国立大学の授業料引上げはしないこと。
- 2 国立大学の運営交付金の大幅削減方針を撤回すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

衆議院議長

参議院議長

宛て

小中学校の教職員定数大幅削減の撤回を求める意見書（案）

国の財政制度等審議会（以下「財政審」という。）が、小中学校の教職員定数3万7千人の大幅削減を検討しています。財政審の議論は、現在の教職員配置の水準を据え置き、子どもの数の減少に応じて教職員定数を減らそうというものです。

しかし、現在の教職員配置の水準自体が低すぎます。日本の教員1人当たりの子どもの数はOECD諸国平均を上回り、1学級当たりの子どもの数の平均は、小学校の場合28人で、OECD平均21.6人に比べて6.4人多く、中学校では9.3人も多くなっています。

しかも、教育をめぐる状況が様変わりしています。貧困と教育格差の拡大、親の労働環境の悪化、発達障害のある子どもの増加、外国からの児童生徒の増加、いじめや校内暴力の深刻化、過去最高水準にある不登校など、こうした変化は様々な対応を教職員に求めています。

低い教職員配置の水準を今後も続けるというのは、全国の自治体で進めてきた地方独自の少人数学級も危うくなります。だからこそ、国の中央教育審議会は、「各学校の厳しい実態を無視した、あまりにも非現実的なもの」など、異例の「緊急提言」を採択し、日本PTA全国協議会も「複雑・困難化する学校現場の実情を無視した無責任な議論」と、教職員定数の削減に反対する「緊急要望書」を決議しました。

既に国会では、この6月、衆議院文部科学委員会と参議院文教科学委員会が財政審の議論を「到底容認できない」として、教職員定数充実を求める決議をそれぞれ全会一致であげています。安倍晋三首相も国会で、「更に35人学級の実現に向け努力をしていきたい」と答弁しています。

教育は未来への投資です。子どもたちの変化をみても、世界の流れを見ても、教職員定数を増やすことは国の最優先課題のはずです。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、小中学校の教職員定数の削減をやめ、定数増を図ることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

衆議院議長

参議院議長

宛て